

函館市家族介護者交流事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護高齢者等の介護にあっている家族を、日帰り旅行・施設見学などを活用した介護者相互の交流会（以下「交流会」という。）に参加させることにより、介護から一時的に開放し、心身の元気回復（リフレッシュ）を図ることを目的とする家族介護者交流事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業の実施を社会福祉法人函館市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託するものとする。

(実施内容)

第3条 事業の内容は、交流会（情報交換会）、介護方法に関する相談・指導、介護技術の習得支援を日帰り旅行、施設見学などを通して実施する。

(参加対象者)

第4条 参加対象者は、要介護高齢者等を現に介護している家族とする。

(費用の負担)

第5条 この事業に要する費用は、予算の範囲内において市が負担する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。